

## 平成28年度 東部保健所・国東保健部行動計画

### I-① 健康寿命日本一に向けた取組「健康づくりの推進」(東部保健所)

- 働き盛り世代の健康づくりや健康経営に取り組む事業所を支援します。
- 健康を支援する環境の整備(うま塩メニュー提供店の拡大や受動喫煙防止対策)に取り組めます。

### I-① 健康寿命日本一に向けた取組「健康づくりの推進」(国東保健部)

- 健康経営事業所等、働き盛りの方々に対する健康づくり支援を行います。
- 健康づくりの推進のため管内市村と協働して取り組めます。

### I-② 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備」(東部保健所)

- 各市町における医療介護連携の取組を支援するとともに、必要に応じて広域的な事業調整を行います。
- 看護職をはじめ在宅医療を支える関係者の資質向上と人材育成に努めます。
- 在宅で支援が必要な患者の入退院時における情報共有ルールの定着と更なる改善を図ります。

### I-② 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備」(国東保健部)

- 国東市が推進する在宅医療・介護医連携推進事業を支援します。
- 看護職等在宅医療を支える関係者の資質向上と連携強化に努めます。

# 平成28年度 東部保健所・国東保健部行動計画

## II 健康危機管理の拠点としての機能の充実（東部保健所・国東保健部）

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、健康危機管理連絡会議の開催等を通じて関係機関との連携を強化します。
- 社会福祉施設や医療機関に対し、感染症に係る対策の周知徹底を図るとともに、平常時からの感染対策地域ネットワークを構築していきます。
- 食品に起因する健康被害の発生を防止します。

## III おおいたうつくし作戦の推進（東部保健所・国東保健部）

- 地域の環境保全団体等で構成された環境保全ネットワークを構築していきます。
- 環境教育の推進と環境保全活動に関する取組みの支援を行います。
- 事業場排水や生活排水の対策を推進していきます。

## I-① 健康寿命日本一に向けた取組 「健康づくりの推進」

## 現状と課題

- ・ 40歳代・50歳代の働き盛り世代における特定健診及び特定保健指導の受診率は低く、生活習慣病の発症予防や重症化進行防止、メンタルヘルス対策等については、地域と職域共通の重点課題となっている。また、平成26年度から管内各市町で策定したデータヘルス計画や健康づくり計画等に沿って、青壮年期の健康づくりをさらに推進する必要がある。
- ・ 平成26年度から「働き盛りの健康づくり事業～ヘルシーカンパニーBEPPU(HKB)～」事業に各市町と連携して取り組み、健康経営登録事業所の増加など、健康づくりの機運が高まってきた。今後は、他部局や関係団体と協働し、青壮年期の健康づくりのさらなる広がりを推進する必要がある。



## 保健所が実施すべき対策

- 管内中小企業への「健康づくり支援」の実施
  - 未登録事業所対策  
事業主や健康管理担当者等が参加する場を活用した「健康経営」の周知
  - 登録事業所対策
    - 健康情報の定期提供
    - 健康支援メニューの提供（市町村とのタイアップ）  
（i 栄養 ii 運動 iii 休養・メンタルヘルス iv 歯科 v たばこ等）
  - 認定事業所対策  
認定事業所フォローアップ訪問の実施
- 普及啓発
  - 健康応援団登録（受動喫煙部門・食の環境整備部門）
  - うま塩推進プロジェクト（飲食店での減塩メニュー提供）  
うま塩メニュー提供店の広報・活用促進
  - 保健所ホームページの充実
- 地域・職域連携会議の開催
- 健康経営登録事業所連絡会議の開催
- ヘルシーカンパニーBEPPU(HKB)報告会の開催



## 目標指標

- 生涯健康県おおいた21推進協力事業所（健康経営推進部門）登録数と登録事業所の業種数の増加  
【登録数】61カ所（H27年度）→70カ所（H28年度）
- 認定事業所数の増加  
7カ所（H27年度）→10カ所（H28年度）
- 健康応援団（受動喫煙部門）登録事業所の増加  
77カ所（H27年度）→90カ所（H28年度）
- 歩いて健康企業No1決定戦への参加事業所数の増加  
15カ所（H27年度）→25カ所（H28年度）
- ヘルシーカンパニーBEPPU(HKB)報告会の参加事業所数  
48カ所（H27年度）→60カ所（H28年度）
- 保健所や市町村が行う健康支援メニュー（出前講座）の利用事業所数  
9カ所（H27年度）→15カ所（H28年度）
- うま塩メニュー提供店の増加  
12カ所（H27年度）→20カ所（H28年度）



## I-① 健康寿命日本一に向けた取組 「健康づくりの推進」

### 現状と課題

- ・ 国東保健部管内では、平成26年度から国東地域における地域職域連携推進会議を開始し、働き盛り世代の健康づくりについて検討を行っている。そして、平成27年度に健康経営登録事業所等訪問を保健部と市で実施。結果的に全13事業所へ訪問を行った。  
 今後は、健康経営登録事業への認定に向けた支援の継続、新たに登録する事業所の増加に向けた取組を行うことで、働き盛り世代の健康づくりの推進を行っていく必要がある。
- ・ 健康づくりを効果的に推進するために、各市村や関係機関との協働した取組の推進を行う必要がある。

### 保健所が実施すべき対策

- 1 健康経営登録事業所への支援
  - (1)健康情報の提供
  - (2)市健康づくり事業の紹介
- 2 新たな登録事業所の拡大に向けた取組
  - (1)各関係機関との連携による情報提供  
(生涯健康県おおいた21推進協力事業所)
- 3 健康づくりの推進における市村との協働、支援
  - (1)働き盛り世代に効果的な健康づくり事業についての協議
  - (2)市各種会議や大会(健康づくり推進会議、各課連携会議、健康づくり事業、健康づくり推進大会)との連動
  - (3)健康寿命延伸月間の取組
- 4 地域・職域連携推進会議の開催

### 目標指標

- 1 健康経営事業所認定  
2カ所 (H27年度) → 3カ所 (H28年度)
- 2 生涯健康県おおいた21推進協力事業所(健康経営推進部門)登録数の増加  
13カ所(H27年度)→16カ所(H28年度)
- 3 歩いて健康No1決定戦への参加事業所数の増加  
3カ所(H27年度)→5カ所(H28年度)
- 4 地域職域連携推進会議の開催  
年1回

## I-② 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステムの構築を目指した在宅医療・介護の連携」

### 現状と課題

- ・ 高齢になっても住み慣れた地域で自立した日常生活をおくるための安心の一つとして、東部圏域においても、昨年度、医療と介護サービスが切れ目なく一体的に提供できるよう入退院時の情報共有ルールを策定し、今年度から運用を始めている。
- ・ 東部圏域は5市町村と自治体数が多く、また、本年度から在宅医療・介護連携事業が市町村の介護保険事業として取り組まれることから、全体の底上げを図るためにも、それぞれの取組について情報共有を図る場の設定が必要である。
- ・ 横のつながりを確保するためには保健所によるイニシアチブが必要であり、緒に就いたばかりの情報共有ルールをはじめ、各市町村事業の広域的な調整を果たすことが求められている。

### 保健所が実施すべき対策

- 1 各種会議の開催を通じた多職種連携による支援体制の整備
- 2 各種研修会の開催等を通じた在宅医療関係者の人材育成並びに医療介護連携の機運の醸成
- 3 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 4 在宅医療・介護連携の推進に取り組む管内市町への支援

### 目標指標

- 1 東部圏域在宅医療推進会議の開催  
(年1回)
- 2 病棟看護師と訪問看護ステーション看護師との相互研修の実施  
(年2回)
- 3 入退院時情報提供ルールのモニタリング等
- 4 各市町が主催する在宅医療連携会議(各市町2回)や地域ケア会議(各市町月1回)等への参画



## I-② 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステムの構築を目指した在宅医療・介護の連携」

### 現状と課題

#### 【国東市】

在宅医療の推進に向けて、平成26年度に発足した国東市在宅医療連携推進運営会議を基盤として体制整備を進めている。医療と介護の連携強化に向けたツールとして、「くにさき地域包括ケア多職種連携マニュアル(連絡票を含む)」等(作成元:くにさき地域包括ケア推進会議(通称:ホットネット ※姫島村を含む))を作成し、平成27年度には関係者への周知と活用の促進を行い、連携体制が整備された。昨年度課題となっていた市外の医療機関等との連携体制の構築については、「東部圏域版入退院に伴う病院とケアマネジャーの情報共有ルール」の完成により、圏域内での連携促進の準備はできた。

また、各種会議や研修会を繰り返す中で関係者の知識の向上、連携の促進だけでなく、協働での取組に発展し、その一部として摂食・嚥下機能支援についての新たな取り組みが開始された。今後はツールの効果的な活用と検討、運営会議を基盤とした関係者による協働の取組をさらに強化していくための支援が必要である。

#### 【姫島村】

介護予防推進事業により、自立支援に向けた継続した取組の確保ができた。今後は姫島村の状況に応じた介護予防事業の質の担保、利用者の拡大へ向けた支援が必要である。

#### 【全体】

在宅医療・介護連携体制整備における看護職員等関係者の資質の向上にむけた取組が引き続き必要である。

### 保健所が実施すべき対策

- 1 在宅医療・介護連携の推進に取り組む管内市村への支援
  - (1)国東市在宅医療連携拠点体制整備事業への支援  
事務局会議・運営会議・作業班会議・各事業への参画
  - (2)くにさき地域包括ケア推進会議への支援  
事務局会議・くにさき地域包括ケア推進会議への参画
  - (3)地域ケア会議への参加
- 2 各種研修会や関係機関との連携強化と各職種の資質向上
  - (1)看護の地域ネットワーク推進事業の実施  
第3期看護職確保定着プランの推進
  - (2)入退院時情報共有ルールの活用状況の把握と課題の抽出

### 目標指標

- 1 国東市在宅医療連携推進運営会議への参加  
(年3回)
- 2 くにさき地域包括ケア推進会議への参加  
(月1回)
- 3 地域ケア会議への参加 (月1回)
- 4 国東市やホットネットの実施する各種研修会の協働開催
- 5 看護ネットワーク推進会議の開催 (1回/2ヶ月)

## Ⅱ 健康危機管理の拠点としての機能の充実

### 現状と課題

- ・地球規模で人が移動する現在、世界各地ではMERSやデング熱、ジカ熱、鳥インフルエンザなどの感染症が発生しており、住民の脅威となる健康危機管理事案は増加している。各種事案へ迅速かつ的確に対応するためには、平時から関係機関との情報共有と連携体制の確認を十分に行っておくことが重要である。
- ・感染症対策に係る研修、情報提供等により、医療機関等から施設・院内感染事案に関する相談・報告が早期に行われるようになってきた。しかし、集団感染事案は後を絶たず、発生時のみでなく平常時からの感染対策の充実強化が必要である。
- ・「おんせん県おおいた」の顔である別府には多くの旅行者が来訪しており、地域を代表する食品提供施設(ホテル、旅館等)の食中毒防止対策等安全性の確保に万全を期す必要がある。

### 保健所が実施すべき対策

- 1 MERSをはじめとする新興・再興感染症対策  
(1)関係機関との情報共有・連携体制の確認
- 2 健康危機管理シミュレーションの実施  
(1)各種想定下における初動対応訓練の実施
- 3 社会福祉施設等における集団感染防止対策  
(1)高齢者施設、保育施設、医療機関等における感染防止対策の徹底  
(2)感染対策地域ネットワーク構築に向けた支援  
(3)関係機関への健康危機管理情報の提供
- 4 食中毒防止のための監視指導の強化  
(1)ホテル・旅館等の自主衛生対策の推進  
(2)出前講習会、トップセミナーの実施

### 目標指標

- 1 健康危機管理連絡会議の開催
- 2 新型インフルエンザ等を想定した患者移送訓練の実施  
広域災害救急医療システム(EMIS)の入力訓練  
鳥インフルエンザ防疫演習の実施(振興局との協働)  
関係職員に対する防護服の着脱訓練
- 3 各種感染症対策研修会の開催(3回)  
感染対策地域ネットワーク連絡会の開催(2回)  
立入検査時の指導等実施施設数(63カ所)  
i-Fax等を活用したタイムリーで効果的な情報発信
- 4 ホテル旅館の監視指導件数(30件)  
出前講習会の件数(50件)



### Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

#### 現状と課題

- ・ 「ごみゼロおおいた推進隊」は、県民総参加で取り組む「ごみゼロおおいた作戦」の地域での牽引役であるが、構成員の高齢化などにより、その活動が縮小傾向にある。このため、これまでの活動の成果を活かしながらステップアップさせ、地域活性化(持続可能な活動基盤づくり、人材の育成など)につながる新たな環境保全活動を促進していくことが求められている。
- ・ 別杵速見及び国東地域には、複数の市町村をまたぐ河川はないが、観光施設をはじめとした大規模な事業場等が多く、これらから排出される水が、公共用水域の水質悪化を引き起こすことのないよう継続的な監視が求められている。また、実質的な排水規制基準のない小規模事業所(日排水量50m<sup>3</sup>未満)についても、可能な限り河川環境の汚濁負荷量を低減することが求められている。
- ・ 別杵速見及び国東地域の生活排水処理率は、72.7%とほぼ県内平均レベルであるものの、全国平均(89.5%)より低く、生活排水対策を推進する必要がある。集中的な管理が行われる公共下水道と異なり、浄化槽からの放流水質を適正に保つためには、浄化槽設置者(管理者)が、適正な保守点検や清掃を実施し、法定検査を受検する必要がある。

#### 保健所が実施すべき対策

- 1 おおいたうつくし推進隊(仮称)を含む地域の環境保全団体や行政機関等で構成された環境保全ネットワーク「地域連絡会」の開催
- 2 環境アドバイザーの派遣による環境教育の推進及び水環境保全活動に関する取り組みの支援
- 3 事業場排水対策の推進  
(1)立入計画に基づく検査及び監視・指導
- 4 生活排水対策の推進  
(1)浄化槽の適正管理及び法定検査の受検指導

#### 目標指標

- 1 「地域連絡会」の開催回数 (東部及び国東地区で各1回)
- 2 環境教育アドバイザーの派遣回数 (15回)
- 3 立入計画に対する事業場排水監視・指導実施率 (100%)
- 4 指定検査機関から通報を受けた浄化槽法定検査未受検者に対する受検啓発文書の発送 (100%)
- 5 不適正判定浄化槽に対する文書指導 (100%)

